



島根県報

平成23年7月26日（火）

第2,310号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	4
生活保護法の規定による指定介護機関の名称及び所在地変更の届出	（ " ）	5
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（ " ）	5
漁業災害補償法の規定による同意	（水 産 課）	6

【公 告】

特定計量器の定期検査の実施	（商 工 政 策 課）	6
公共測量の終了	（用 地 対 策 課）	7

告 示**島根県告示第501号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
津田小学校前 よしの医院	松江市東津田町1195番地3	平成23年5月3日
幡医院	松江市片原町87番地	平成23年7月1日
内藤内科・外科	益田市駅前町5番1号	平成23年7月11日
こころね訪問看護ステーション	松江市東朝日町37番地1	平成23年6月2日
有限会社めぐみ薬局	益田市横田町2533番地1	平成23年7月4日
みさと薬局	邑智郡美郷町粕淵92-13	平成23年7月1日

島根県告示第502号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
幡医院	松江市片原町87	平成23年7月1日
吉野医院	松江市東津田町1195番地3	平成23年5月2日
牧野皮膚科	松江市西津田1丁目5番21号	平成23年5月31日
内藤内科・外科	益田市駅前町4-23	平成23年7月11日
たけはら歯科クリニック	浜田市相生町4215番地	平成23年5月3日
有限会社めぐみ薬局	益田市安富町257-1	平成23年7月4日

島根県告示第503号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 オレンジロード	松江市学園二丁目25番8号	通所介護	いこいサロン	松江市学園二丁目25番8号	平成23年7月1日
株式会社 オレンジロード	松江市学園二丁目	介護予防通所	いこいサロン	松江市学園二丁目	平成23年7月1日

	25番8号	介護		25番8号	
特定非営利活動法人 だん だん	隠岐郡海士町大字 海士1490番地	通所介護	福来の里デイサ ービスセンター	隠岐郡海士町大字 海士1490番地	平成23年4月1日
特定非営利活動法人 だん だん	隠岐郡海士町大字 海士1490番地	介護予防通所 介護	福来の里デイサ ービスセンター	隠岐郡海士町大字 海士1490番地	平成23年4月1日
合同会社 しょうか	松江市黒田町433 -1	通所介護	通所介護予防セ ンターおたっし ゃくらぶ	松江市黒田町433 -1	平成23年6月15日
合同会社 しょうか	松江市黒田町433 -1	介護予防通所 介護	通所介護予防セ ンターおたっし ゃくらぶ	松江市黒田町433 -1	平成23年6月15日
株式会社 ネリネ	松江市西津田二丁 目16番24号	通所介護	デイサービス一 休庵・東津田	松江市東津田町 465-3	平成23年6月2日
株式会社 ネリネ	松江市西津田二丁 目16番24号	介護予防通所 介護	デイサービス一 休庵・東津田	松江市東津田町 465-3	平成23年6月2日
医療法人 峻和会	松江市上乃木9丁 目1番10号	訪問看護	こころね訪問看 護ステーション	松江市東朝日町 37-1	平成23年6月2日
医療法人 峻和会	松江市上乃木9丁 目1番10号	介護予防訪問 看護	こころね訪問看 護ステーション	松江市東朝日町 37-1	平成23年6月2日
浜田急便有限公司	浜田市治和町口 817番地	訪問介護	マリン訪問介護 事業所	浜田市治和町口 817番地	平成23年6月17日
浜田急便有限公司	浜田市治和町口 817番地	介護予防訪問 介護	マリン訪問介護 事業所	浜田市治和町口 817番地	平成23年6月17日
株式会社ハピネライフケア	米子市錦町3丁目 77番地	小規模多機能 型居宅介護	小規模多機能ホ ーム やわらぎ 松江北	松江市西川津町 734-9	平成23年7月4日
株式会社ハピネライフケア	米子市錦町3丁目 77番地	介護予防小規 模多機能型居 宅介護	小規模多機能ホ ーム やわらぎ 松江北	松江市西川津町 734-9	平成23年7月4日
幡 城太郎	松江市片原町87番 地	居宅療養管理 指導	幡医院	松江市片原町87番 地	平成23年7月1日
幡 城太郎	松江市片原町87番 地	介護予防居宅 療養管理指導	幡医院	松江市片原町87番 地	平成23年7月1日
内藤 宗紀	益田市駅前町5番 1号	居宅療養管理 指導	内藤内科・外科	益田市駅前町5番 1号	平成23年7月11日
内藤 宗紀	益田市駅前町5番 1号	介護予防居宅 療養管理指導	内藤内科・外科	益田市駅前町5番 1号	平成23年7月11日
吉野 生季三	松江市東津田町 1195番地3	居宅療養管理 指導	津田小学校前 よしの医院	松江市東津田町 1195番地3	平成23年5月3日
吉野 生季三	松江市東津田町 1195番地3	介護予防居宅 療養管理指導	津田小学校前 よしの医院	松江市東津田町 1195番地3	平成23年5月3日
吉野 生季三	松江市東津田町	訪問看護	津田小学校前	松江市東津田町	平成23年5月3日

	1195番地 3		よしの医院	1195番地 3	
吉野 生季三	松江市東津田町 1195番地 3	介護予防訪問 看護	津田小学校前 よしの医院	松江市東津田町 1195番地 3	平成23年 5 月 3 日
有限会社 めぐみ薬局	益田市横田町2533 番地 1	居宅療養管理 指導	有限会社 めぐ み薬局	益田市横田町2533 番地 1	平成23年 7 月 4 日
有限会社 めぐみ薬局	益田市横田町2533 番地 1	介護予防居宅 療養管理指導	有限会社 めぐ み薬局	益田市横田町2533 番地 1	平成23年 7 月 4 日
有限会社 イー・シー・プ ラン	出雲市知井宮町 988-10	居宅療養管理 指導	塩冶神前ふたば 薬局	出雲市塩冶神前5 丁目 1-12	平成23年 7 月 1 日
有限会社 イー・シー・プ ラン	出雲市知井宮町 988-10	介護予防居宅 療養管理指導	塩冶神前ふたば 薬局	出雲市塩冶神前5 丁目 1-12	平成23年 7 月 1 日
有限会社 アンビシャス	出雲市西平田町 243-1	居宅療養管理 指導	西茶町ちどり薬 局	松江市西茶町53	平成23年 7 月 1 日
有限会社 アンビシャス	出雲市西平田町 243-1	介護予防居宅 療養管理指導	西茶町ちどり薬 局	松江市西茶町53	平成23年 7 月 1 日
社会福祉法人 隠岐共生学 園	隠岐郡隠岐の島町 栄町1088番地	居宅介護支援	居宅介護支援事 業所 たまゆの 社	松江市玉湯町湯町 1924番地 1	平成23年 6 月 28 日

島根県告示第504号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年 7 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
幡 通守	松江市片原町87	居宅療養管理指導	幡医院	松江市片原町87	平成23年 7 月 1 日
幡 通守	松江市片原町87	介護予防居宅療養 管理指導	幡医院	松江市片原町87	平成23年 7 月 1 日
内藤 宗紀	益田市駅前町 4 -23	居宅療養管理指導	内藤内科・外科	益田市駅前町 4 -23	平成23年 7 月 11 日
内藤 宗紀	益田市駅前町 4 -23	介護予防居宅療養 管理指導	内藤内科・外科	益田市駅前町 4 -23	平成23年 7 月 11 日
吉野 健二	松江市東津田町 1195番地 3	居宅療養管理指導	吉野医院	松江市東津田町 1195番地 3	平成23年 5 月 2 日
吉野 健二	松江市東津田町 1195番地 3	介護予防居宅療養 管理指導	吉野医院	松江市東津田町 1195番地 3	平成23年 5 月 2 日
吉野 健二	松江市東津田町 1195番地 3	訪問看護	吉野医院	松江市東津田町 1195番地 3	平成23年 5 月 2 日

吉野 健二	松江市東津田町 1195番地3	介護予防訪問看護	吉野医院	松江市東津田町 1195番地3	平成23年5月2日
有限会社 めぐみ 薬局	益田市安富町 257-1	居宅療養管理指導	有限会社 めぐみ 薬局	益田市安富町 257-1	平成23年7月4日
有限会社 めぐみ 薬局	益田市安富町 257-1	介護予防居宅療養 管理指導	有限会社 めぐみ 薬局	益田市安富町 257-1	平成23年7月4日
竹原 茂久	浜田市相生町 4215番地	居宅療養管理指導	たけはら歯科クリ ニック	浜田市相生町 4215番地	平成23年5月3日
竹原 茂久	浜田市相生町 4215番地	介護予防居宅療養 管理指導	たけはら歯科クリ ニック	浜田市相生町 4215番地	平成23年5月3日

島根県告示第505号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称		所 在 地		
			変更前	変更後	変更前	変更後	
社会福祉法 人 大田市 社会福祉事 業団	大田市川合町川合 1081-2	訪問介護	大田在宅福	ピラおお	大田市大田	大田市川合	平成23年5月1日
		介護予防訪問 介護	社サービス センター	だホーム ヘルパー ステーシ ョン	町大田イ140 -2	町川合1081 -2	
		訪問入浴介護					
		介護予防訪問 入浴介護					
社会福祉法 人 大田市 社会福祉事 業団	大田市川合町川合 1081-2	通所介護	大田デイサ ービスセン ター	ピラおお だデイサ ービスセ ンター	大田市大田 町大田口401 -3	大田市川合 町川合1081 -2	平成23年5月1日

島根県告示第506号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地		
				変更前	変更後	
社会福祉法人 大田市社会福	大田市川合町川合 1081-2	居宅介護支援	ピラおおだ居宅 介護支援事業所	大田市大田町 大田口401-3	大田市川合町 川合1081-2	平成23年5月1日

社事業団						
------	--	--	--	--	--	--

島根県告示第507号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年 7 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 加入区の名称

温泉津・江津加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね仁摩支所の地区のうち温泉津出張所の区域及び浜田支所の地区のうち江津出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分

2 (1) 加入区の名称

温泉津・江津加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね仁摩支所の地区のうち温泉津出張所の区域及び浜田支所の地区のうち江津出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

公 告

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成23年 7 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
12月1日から12月27日まで	特定計量器の所在の場所	出雲市、江津市、斐川町、津和野町、吉賀町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域

8月30日から11月30日まで	特定計量器の所在の場所	出雲市、江津市、斐川町、津和野町、吉賀町
-----------------	-------------	----------------------

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市町村	検査期日	検査時間	検査場所
津和野町	8月30日から9月1日まで	10時から16時まで	津和野町役場
	9月2日	10時から11時30分まで	
江津市	9月5日	13時から16時まで	江津市役所
	9月6日	9時30分から16時まで	
	9月7日	10時から15時30分まで	
	9月8日	10時から16時まで	
	9月9日	9時から14時30分まで	
吉賀町	9月13日	9時30分から15時30分まで	吉賀町役場
	9月14日	9時30分から16時まで	
	9月15日	9時30分から12時まで	
出雲市	10月24日から10月28日まで	10時から15時30分まで	出雲市役所
斐川町	10月31日	10時から16時まで	斐川町役場
	11月1日	10時から15時まで	
出雲市	11月2日	10時30分から15時まで	出雲市役所
	11月7日から11月9日まで	10時から15時30分まで	
	11月10日	10時から16時まで	
	11月11日	10時30分から15時30分まで	
	11月21日	10時から15時30分まで	
	11月22日から11月30日まで	10時から16時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の終了について浜田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成23年7月26日

島根県知事 溝口善兵衛

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、3級水準測量）

2 作業期間

平成23年6月6日から平成23年6月30日まで

3 作業地域

浜田市国分町